

# 東京大学教育学部附属中等教育学校学則

制定 平成12年 4月 1日

改正 平成16年 4月 1日

平成17年 5月10日

平成19年 4月 1日

平成20年10月 1日

平成23年11月29日

平成24年 6月28日

令和6年6月6日

[沿革](#)

(目的)

第1条 東京大学教育学部附属中等教育学校（以下「本校」という。）は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育及び高度な普通教育を一貫して施し、かつ、東京大学教育学部の教育計画に従って、教育の理論及び実際に関する研究並びにその実証を行い、あわせて東京大学大学院学生及び学部学生の研究・実習に協力することを目的とする。

(修業年限・在学年限)

第2条 本校における修業年限は6年とする。

2 前期課程の修業年限は3年、後期課程の修業年限は3年とする。

3 後期課程の在学年限は、6年とする。ただし、同一学年については2年を超えないものとする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 創立記念日 5月30日

- (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月21日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合は、校長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、校長は、必要に応じて臨時の休業日を定めることができる。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、転入学及び再入学については、この限りではない。

(入学の資格)

第7条 本校に入学することができる者は、小学校の課程を修了した者とする。

2 前期課程第1学年の途中若しくは第2学年以上又は後期課程に入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する生徒と同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

(通学区域)

第7条の2 前期課程に在学する生徒は、別に定める通学区域から通学するものとする。

(入学の出願)

第8条 本校への入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第9条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本校が指示する書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学、再入学及び編入学)

第11条 校長は、本校への転入学及び再入学を志望する者がいるときは、教育上支障がないと認めた場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 校長は、後期課程第4学年への編入学を志望する者がいるときは、教育上支障がないと認めた場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

3 前2項の場合においては、前3条の規定を準用する。

(保護者)

第12条 保護者は、その生徒が在学中、本校と協力し、かつ、その生徒に対する保証の責に任ずるものとする。

(教科、科目、授業時数及び単位履修の方法)

第13条 前期課程における教科、科目並びに後期課程における教科、科目、授業時数及び

単位履修は、別表による。

(単位修得の認定)

第14条 単位修得の認定については、別に定める。

(願い出による転学又は退学)

第15条 生徒が退学又は転学しようとするときは、その理由を記して保護者から願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 前期課程に在学中に本校が指定する通学区域の外に転居することになった生徒は、転学しなければならない。

(休学)

第16条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができない生徒は、保護者から願い出て、校長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の場合において、休学の理由が病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第17条 休学期間は、その学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由がある場合は、1年ごとに休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学した期間は、第2条の修業年限及び在学年限には算入しない。

(復学)

第18条 休学期間内に、その理由がなくなった生徒は、保護者から願い出て、校長の許可を得て、復学することができる。

2 前項の場合においては、第16条第2項の規定を準用する。

(命令による退学)

第19条 生徒が次の各号の一に該当するときは、校長は、退学を命ずることができる。

(1) 後期課程において、第2条第3項の在学年限に達しても所定の単位を修得できないとき。

(2) 授業料その他所定の費用の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。

(懲戒)

第20条 本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした生徒は、校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、前期課程においては退学及び訓告並びに後期課程においては退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。

(1) 著しく非行があり改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業が著しく劣り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) その他生徒としての本分に著しく反した者

(進級)

第21条 進級については、別に定める。

(中等教育学校前期課程修了証明書の発行)

第22条 第2条第2項に規定する前期課程の修業年限在学し、所定の課程を修了した生徒には、校長は、中等教育学校前期課程修了証明書を発行することができる。

(卒業証書の授与)

第23条 第2条に規定する修業年限以上在学し、所定の教科、科目を履修し、所定の単位数を修得した者を卒業者とする。

2 校長は、卒業者に卒業証書を授与する。

(検定料)

第24条 第8条の検定料の額は、入学者の選抜方法に応じて、別に定める。

2 すでに納めた検定料は返還しない。ただし、入学者の選抜において抽選による選考を行い、その合格者に限り試験等による選考を行った場合には、当該抽選による選考に不合格になった者に対しては、その者からの申し出により、検定料のうち試験等に係る額を返還するものとする。

(検定料の免除)

第24条の2 校長が、相当の事由があると認めるときは、検定料の免除を総長に申請することができる。

2 免除に関する取扱いについては、別に定める。

(入学料)

第25条 前期課程においては、入学料は徴収しない。後期課程に転入学、再入学又は編入学を認められた者は、所定の期日までに入学料を納めなければならない。

2 後期課程に転入学、再入学又は編入学する者の入学料の額は、別に定める。

(入学料の免除)

第25条の2 次の各号の一に該当する場合には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。

(2) 前号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

(3) 第25条の3第1項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が猶予の期間内に死亡したとき。

(入学料の徴収猶予)

第25条の3 次の各号に該当する場合には、当該各号に定める期間入学料の徴収を猶予する。

- (1) 入学料の免除を申請した場合 免除の許可又は不許可が決定されるまでの間
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した場合 徴収猶予の許可又は不許可が決定されるまでの間及び許可された徴収猶予の期間
- (3) 入学料の免除と入学料の徴収猶予を併せて申請した場合 入学料の免除の許可又は不許可が決定されるまでの間と許可された徴収猶予の期間とのいずれか長い期間

2 次の各号の一に該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 入学前1年以内において、本校に入学を認められた者の学資負担者が死亡し、又は本校に入学を認められた者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
- (3) 前号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

3 入学料の徴収猶予の期限は、当該年度末までとする。

(入学料の免除及び徴収猶予手続等)

第25条の4 第25条の2第1号、第2号及び第25条の3第2項による入学料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長を通じて総長に申請しなければならない。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第26条 前期課程においては、授業料は徴収しない。

2 後期課程における授業料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第27条 授業料は、12月に年額を納めなければならない。

2 既に納めた授業料は、返還しない。

3 第1項の規定にかかわらず高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給権者に係る授業料の納付は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 就学支援金の受給権者に係る授業料は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とし、その納付については、総長が就学支援金を受給権者に代わって受領することをもって充てる。ただし、学年の途中で受給権者となった者は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、月の初日に在学する月数のうち就学支援金が支給されない月数を乗じて得た額を、12月に納めなければならない。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、就学支援金の受給権者が学年の途中で法第3条第2項第2号に掲げる者に該当し、就学支援金が支給されないこととなる場合は、授業料の年額

の12分の1に相当する額に就学支援金が支給されないこととなる月から当該学年末までの月数を乗じて得た額を、12月に徴収する。

(3) 第1項の規定にかかわらず、就学支援金の受給権者が学年の中途に法第3条第2項第3号に掲げる者に該当し、就学支援金が支給されないこととなる場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額に就学支援金が支給されないこととなる月から当該学年末までの月数を乗じて得た額を、12月に徴収する。ただし、就学支援金が支給されないこととなる月が1月から3月である場合は、就学支援金が支給されないこととなる月に徴収する。

4 第1項の規定にかかわらず東京都国公立高等学校等多子世帯支援補助金の交付に関する要綱（令和3年3月8日教育長決定。以下「要綱」という。）第4条に規定する支援対象者を保護者とする生徒に係る授業料の納付は、次の各号の定めるところによる。

(1) 支援対象者を保護者とする生徒に係る授業料のうち、授業料の年額の24分の1に相当する額に生徒が月の初日に在学する月数を乗じて得た額の納付については、総長が補助金を支援対象者に代わって受領することをもって充てる。

(2) 支援対象者を保護者とする生徒に係る授業料のうち、年額から前号で納付される額を減じた額は、12月に納めなければならない。ただし、12月より前に退学する場合は、退学する月に（その月が10月より前の場合は、年額の2分の1から前号で納付される額を減じた額を）納めなければならない。

(3) 学年の途中で、生徒が要綱第4条第2項に掲げる者に該当し、多子世帯支援事業の支援対象外となる場合は、授業料の年額の24分の1に支援対象外となる月から当該学年末までの月数を乗じて得た額を、前号の額に加えて12月に徴収する。

5 前4項のほか、授業料の納付に関し必要な事項は、別に定める。

（休学者の授業料）

第28条 休学した者の休学期間中の授業料は、これを免除する。

（退学者及び停学者の授業料）

第29条 退学し、又は退学を命ぜられた者の当該学年分の授業料は、これを徴収する。

2 前項の場合であって12月より前に退学するときは、第27条第1項の規定にかかわらず、退学する月に授業料を徴収する。ただし、その月が10月より前の場合の授業料は、年額の2分の1とする。

3 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

（復学者、転入学者及び再入学者の授業料）

第30条 第27条第1項の規定にかかわらず、学年の途中において、復学、転入学又は再入学した者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学、転入学又は再入学した月から当該学年末までの月数を乗じて得た額とし、復学、転入学又は再入学した月に徴収する。

(授業料の免除)

第31条 次の各号の一に該当する場合には、授業料を免除することができる。

- (1) 学資負担者が、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、生徒が学業優秀であると認められるとき。
- (2) 生徒又は生徒の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。
- (3) 生徒が死亡した場合で、未納の授業料があるとき。

(授業料の徴収猶予)

第32条 次の各号の一に該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 授業料の免除又は徴収猶予のいずれか又は両方を申請したとき。
- (2) 学資負担者が経済的理由により授業料の納付が困難であるとき又は前条第2号に該当するとき。
- (3) その他やむを得ない事情があると認められるとき。

2 徴収猶予は、延納又は月割分納とする。

3 延納の期限は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 第1項第1号に該当するときは、許可又は不許可が決定されるまでの期間。
- (2) 第1項第2号又は第3号に該当するときは、翌年2月末までとする。

4 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とし、各月ごとに徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予手続等)

第33条 第31条第1号、第2号及び第32条の第1項の規定により授業料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長を通じて総長に申請しなければならない。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 東京大学教育学部附属中学校学則（昭和26年11月21日制定）及び東京大学教育学部附属高等学校学則（昭和26年11月21日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月10日から施行し、改正後の東京大学教育学部附属中等教育学校学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月6日から施行する。



別 表

	前期課程						後期課程						
	基礎期			充実期			発展期			発展期			
	1年		2年		3年		4年		5年		6年		
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
国 語	4	4	4	4	4	4	国語総合 4	現代文 (2) 古典 (2)	現代文 (2) 古典 (2) 古典講読 (2) 国語表現* (2)				
社 会	3	3	3	3	3	3	現代社会 2 世界史A 2 世界史B 2	世界史B (2) 日本史A 日本史B 2 地理A 地理B	日本史B (2) 地理B 総合社会研究* (2)				
数 学	4	4	4	4	4	4	数学Ⅰ 3 数学A 2	数学Ⅱ (4) 数学B (2)	数学Ⅲ (4) 数学C (2) 数学基礎 (2) 数学演習* (2) 数学特論* (2)				
理 科	3	3	3	3	3	3	理科総合A 1 化学Ⅰ 3	理科総合A 1 物理Ⅰ (3) 生物Ⅰ (3) 地学Ⅰ (3)	化学Ⅱ (3) 物理Ⅱ (3) 生物Ⅱ (3) 地学Ⅱ (3) 天文学入門* (2) 科学研究* (1)				
芸 術	音楽 2 美術 1	音楽 1 美術 2	音楽Ⅰ 1 美術Ⅰ 2 工芸Ⅰ 2 書道Ⅰ 2	音楽Ⅰ 1 美術Ⅰ 2 工芸Ⅰ 2 書道Ⅰ 2	音楽Ⅰ 2 美術Ⅰ 2 工芸Ⅰ 2 書道Ⅰ 2	音楽Ⅰ 2 美術Ⅰ 2 工芸Ⅰ 2 書道Ⅰ 2	音楽Ⅱ (2) 美術Ⅱ (2) 工芸Ⅱ (2) 書道Ⅱ (2)	音楽Ⅲ (2) 美術Ⅲ (2) 工芸Ⅲ (2) 書道Ⅲ (2)					
体 育	2	2	3	3	3	3	体育 2	体育 3	体育 (2)	スポーツ科学* (2)			
健 康・ 生 活	家庭 1	保健 1 家庭 1	保健 1 家庭 1	保健 1 家庭 1	保健 1 家庭 1	保健 1 家庭 1	保健 1 家庭基礎 2 被服* (2)	保健 1 家庭基礎 2 被服* (2)	生活文化* (2)				
外国語	英語 4	英語 4	英語 4	英語 4	英語 4	英語 4	英語Ⅰ 3 オーラルⅠ 2	英語Ⅱ (4) 英語表現* (1)	リーディング (4) ライティング (2) E.English* (2) 外国事情* (2)				
情 報・ 技 術	情報技術入門 1 技術 1	技術 1	技術と 1 情報 1	技術と 1 情報 1	技術と 1 情報 1	技術と 1 情報 1	情報A 2 生産技術A* (1)	情報A 2 生産技術A* (1)	情報特論* (2) 生産技術B* (1)				
学校設定 教科							卒業研究* 1	卒業研究* 1	総合心理入門* (2)				
総合的な 学習	総合学習 3 入門1	総合学習 2 入門2	課題別 2 学習 2	課題別 2 学習 2	課題別 2 学習 2	課題別 2 学習 2	課題別 2 学習 2	宿泊研修 1					
HR.道徳 計	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
計	30	30	30	30	30	30	30	14+18	4+27				

[解説]

- (1) 前期課程は全教科が必修である。後期課程については、太字で示した科目、および、総合的な学習、H.R、が必修である。  
5・6年の太字で示されていない科目は選択科目である。
- (2) \*を付した科目は学校設定科目である。
- (3) 6年の国語の「現代文」「古典」は、5年で「現代文」「古典」を履修した場合に限り、履修することができる。
- (4) 4年の社会では、「世界史」、「世界史B」から1科目を選択して履修する。  
5年の社会では、4年で「世界史B」を履修した場合に限り、「世界史B」を履修することができる。また、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」から1科目を選択して履修する。  
6年の社会では、5年で「日本史B」、「地理B」を履修した場合に限り、「日本史B」、「地理B」を履修することができる。
- (5) 6年の数学の「数学Ⅲ」は、5年で「数学Ⅱ」を履修した場合に限り、履修することができる。
- (6) 6年の理科で「Ⅱ」を付した科目は、4・5年で「Ⅰ」を履修した場合に限り、履修することができる。
- (7) 3・4年の芸術では、「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」、「書道Ⅰ」の4科目から1科目を選択して履修する。また、3年と4年では、異なる科目を選択しなければならない。  
5年の芸術では、3・4年で「Ⅰ」を履修した2科目の内、いずれかの「Ⅱ」を選択して履修することができる。  
6年の芸術では、5年で「Ⅱ」を履修した科目の「Ⅲ」を履修することができる。
- (8) オーラルⅠ → オーラルコミュニケーションⅠ  
E.English → ExtensiveEnglish

沿革

東京大学教育学部附属中等教育学校学則

体系情報

□第3編 学 務

▽第3章 附属学校

沿革情報

◆平成12年04月01日 制定

◇平成16年03月31日

◇平成17年05月10日

◇平成19年02月23日

◇平成20年09月25日

◇平成23年11月29日

◇平成24年06月28日

◇令和06年06月06日